

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第14号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年1月18日 17時10分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市厳原港東方沖 耶良埼灯台から真方位105° 5.4海里付近 (概位 北緯34° 10.3′ 東経129° 24.0′)	
事故等調査の経過	平成21年1月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第八明^{みょうえい}栄丸、12.0トン NS2-17110（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第三幸^{こうしやう}祥丸 9.1トン NS2-17301（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷外板中央部にV字型破口及び後部居室天井部に破口</p> <p>B 船首部に破口</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、厳原港東方沖で漂流中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、漁場を探しながら約11ノット（kn）の速力で手動操舵により航行中、平成21年1月18日17時10分ごろ、B船の船首部とA船の左舷中央部が衝突した。</p> <p>両船とも自力で厳原港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風速 約7～8m/s、視程 約10km</p> <p>海象：潮流北東約1.5kn</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、漂流中、適切な見張りを行わず、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、漁場を探しながら航行中、適切な見張りを行わなかったため、漂流中のA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、厳原港東方沖において、A船が漂流中、B船が漁場を探しながら航行中、両船とも他船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	